



新しい総合事業とは、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防」の二つからなります。

1、介護予防・生活支援サービス

これまで介護保険の要支援認定を受けられた方に対して、介護予防給付として実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を「訪問型サービス（基準型）」及び「通所型サービス（基準型）」として提供していきます。

また、これまでの指定介護事業所による既存サービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどによる多様なサービスを総合的に提供する仕組みづくりを検討していきます。



2、一般介護予防

65歳以上のすべての方を対象として、介護予防・健康づくりのための事業をおこないます。



*要支援1・2の方でデイサービス

ヘルパーサービスをご利用中の方*

現在、要支援に認定され、デイサービス（介護予防通所介護）・ヘルパーサービス（介護予防訪問介護）を利用している方は、要支援認定の更新時に新しい総合事業へ移行します。

詳しくは、更新時にご案内します。

お問い合わせ先 中芸広域連合 介護サービス課 ☎ (32) 1165
地域包括支援センター ☎ (32) 1244